

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成24年12月19日
2. 協議会の構成	苫小牧工業高等専門学校（教授） 苫小牧市（総合政策部長） 道南バス（株）（統括部長） 北海道中央バス（株）（次長） あつまバス（株）（次長） 北海道旅客鉄道（株）（苫小牧駅長） 苫小牧地区ハイヤー協会（会長） 苫小牧タクシーチケットサービス（代表） 国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局（首席専門官） 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所（所長） 北海道胆振総合振興局（地域政策主幹） 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所（所長） 苫小牧市（都市建設部次長） 北海道札幌方面苫小牧警察署（交通官） 苫小牧市老人クラブ連合会（副会長） 苫小牧市社会福祉協議会（常務理事） 北海道苫小牧工業高等学校（教頭）※公立高校持ち回り 苫小牧商工会議所（部長） 北海道地方運輸産業労働組合協議会室蘭地区交運労協（議長代理） 公募委員（2名）
3. 具体的な用途等	①デジタルサイネージ設置 ②乗務員募集ポスター作成 ※詳細別紙

① デジタルサイネージ設置

【実施内容】

- ・バスロケーションシステムを表示するデジタルサイネージを設置する。
- ・場所: 沼ノ端駅
(南北1台ずつ計2台)



【効果】

- ・市内11か所に設置済みのデジタルサイネージについて、バス利用者の利便向上に役立っており、追加要望の多い沼ノ端駅に設置することで利用者の更なる利便性向上が図られる。

【想定費用】＜概算＞

- ・モニター等購入(1台) ... 45万円
※1台はR3.7時点で納品済み
- ・設置工事費 ... 70万円
- ◎合計 115万円

【スケジュール】・R5.3.23~30 協議会開催、承認

- ・R5.4~6 道南バス協議
- ・R5.6~7 沼ノ端駅協議(設置確認)
- ・R5.7~8 交付申請 ⇒ ・R5.10 交付決定
- ・R5.10~11 サイネージ購入、設置
- ・R5.11~12 事業完了 ⇒ 30日以内に実績報告

② 乗務員募集ポスター作成

【実施内容】

・バス、鉄道、タクシーの乗務員募集ポスターを作成し、市内公共機関等に掲出する。



募集中!



【効果】

・バス、鉄道、タクシー共通ポスターを作成、周知することで、各交通モード間のつながりが生まれ様々な選択肢が見えることで、市内全体の乗務員確保に向けた機運醸成に寄与するもの。

【想定費用】＜概算＞

・ポスター印刷費 ... 40万円

◎合計 40万円

【スケジュール】・R5.3.23~30 協議会開催、承認

・R5.4~6 バス、鉄道、タクシー事業者協議

・R5.6~7 ポスター内容検討

委託事業者の検討

・R5.7~8 交付申請 ⇒ ・R5.10 交付決定

・R5.11~12 委託事業者の選定、発注

・R6.1~2 事業完了 ⇒30日以内に実績報告

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年5月27日
2. 協議会の構成	NPO 法人知床斜里観光協会、(一社) なかしべつ町観光協会、北見運輸支局、釧路運輸支局、斜里町、小清水町、清里町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
3. 具体的な用途等	観光客等へより一層知床をPRし、自然環境の保全と観光を推進しながら7町連携し地域経済を活性させる取り組みを行いながら、知床ナンバーの普及に努める。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年7月19日
2. 協議会の構成	弘前市 西目屋村 弘前商工会議所 西目屋村商工会 弘前観光コンベンション協会 弘前市物産協会 一般社団法人青森県自動車協会 一般社団法人全国軽自動車協会連合会青森事務所 一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部 国土交通省東北運輸局青森運輸支局
3. 具体的な使途等	目標金額：令和6年度助成予算額100万円以上（見込み） 事業の具体的内容：交通事故のない安全・安心な地域の実現を目指し、地域の交通安全対策に資する事業 ※令和4年度寄付金活用事業は、白神山地魅力発信事業を実施しており、今後の事業内容の充実を図るため、令和5年度は寄付金活用事業を実施せず繰り越すこととする。 以降は、助成予算額に応じて寄付金活用事業の実施を検討していく。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年3月12日
2. 協議会の構成	盛岡市市長公室企画調整課、八幡平市企画財政課、滝沢市企画総務部企画政策課、紫波町企画総務部企画課、矢巾町企画財政課、盛岡商工会議所、八幡平市商工会、滝沢市商工会、紫波町商工会、矢巾町商工会、東北運輸局岩手運輸支局
3. 具体的な用途等	(1) 事業実施年度 令和7年度を予定する。 (2) 目標寄付金額 令和5年度から7年度までの3年間で1,059,600円を目標とする。 (3) 寄付金の活用方針 実施事業は、令和6年度に公募にて決定予定とする。事業内容は下記事業を中心に検討する。 ・盛岡地域5市町内の小学校で使用する交通安全教室の教材の購入 ・盛岡地域5市町内の小学生や高齢者等を対象とした反射材着用促進事業 ・盛岡地域5市町の観光PR用の動画の作成 ・外国人に向けた盛岡地域5市町の観光パンフレットの作成

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和元年 10 月 3 日
2. 協議会の構成	岩手県ふるさと振興部交通政策室 岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 岩手県市長会 岩手県町村会 公益財団法人岩手県観光協会 岩手県商工会議所連合会 岩手県商工会連合会 公益社団法人岩手県バス協会 一般社団法人岩手県タクシー協会 公益社団法人岩手県トラック協会
3. 具体的な使途等	○協議会構成員との調整の結果、寄付金の具体的な使途として下記を中心に今後検討を継続する。 【交通・運輸・観光分野のサービス改善に資する事業】 ・乗車券等券売機の設置費用助成 ・バリアフリー車両の導入経費助成 ・次世代自動車導入経費助成 ・危険なバス停の改善経費助成 ・観光地のバス停留所整備費用助成 ○一定の事業規模とするため、寄付金額の目標は 500 万円とするが、毎年度協議会による協議を行い、目標額に満たない場合でも、実施可能な事業がある場合は順次実施する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年3月18日
2. 協議会の構成	(1) 一関商工会議所 (2) 奥州商工会議所 (3) 前沢商工会 (4) 金ヶ崎町商工会 (5) 平泉商工会 (6) 一関市交通安全対策協議会 (7) 奥州市交通安全対策協議会 (8) 金ヶ崎町交通安全対策協議会 (9) 平泉町交通安全対策協議会 (10) 一関市 (11) 奥州市 (12) 金ヶ崎町 (13) 平泉町
3. 具体的な使途等	(1) 寄付金は、以下の事業に活用する方針とする。 ア 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業 イ 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業 ウ 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業 エ 次世代自動車の普及に資する事業 オ 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業 カ 公共交通機関等の維持確保に資する事業 キ 街づくりに資する事業 ク 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業 ケ その他、ア～ケと一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業 (2) 寄付金の目標金額は100万円程度とする。 ※目標金額に満たない場合でも、協議会において実施が決まった事業は事業実施を行う。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成30年8月31日
2. 協議会の構成	仙台市 一般社団法人 宮城県自動車販売店協会 仙台商工会議所 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所 軽自動車検査協会宮城主管事務所 宮城県軽自動車協会 一般財団法人 日本自動車査定協会宮城県支所 一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部 一般社団法人 宮城県自動車協会 一般社団法人 宮城県自動車整備振興会 一般社団法人 宮城県レンタカー協会 公益社団法人 宮城県トラック協会 公益社団法人 宮城県バス協会 宮城県中古自動車販売協会
3. 具体的な用途等	東北各地の観光スポットを車で巡るドライブスタンプラリーイベントの企画や自然景観や地元グルメを紹介し、車で自由に周遊するロードトリップの推進などドライブ観光事業への活用を想定。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年7月26日
2. 協議会の構成	山形県 国土交通省東北運輸局山形運輸支局 山形県商工会議所連合会 山形県商工会連合会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会山形県支部 一般社団法人 山形県自家用自動車協会 一般社団法人 山形県自動車整備振興会 一般社団法人 山形県ハイヤー協会 山形県ハイヤー・タクシー協会 一般社団法人 山形県バス協会 公益社団法人 山形県観光物産協会 公益社団法人 山形県トラック協会
3. 具体的な使途等	(1) 寄付金活用事業 - 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業 - 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業 - 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業 - 次世代自動車の普及に資する事業 - 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業 - 公共交通機関等の維持確保に資する事業 - 街づくりに資する事業 - 観光施設・拠点等の保全・整備に係る事業 - その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業 上記から毎年度募集事業を協議会で協議のうえ、寄付金活用事業を公募により決定する。 (2) 寄付金目標 (山形) 年間 1,500 件 1,275,000 円 (庄内) 年間 250 件 225,000 円

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年2月21日
2. 協議会の構成	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町 福島運輸支局（オブザーバー）
3. 具体的な使途等	以下事業への活用を想定。 ・観光旅行客の受け入れ体制の強化に資する事業 （観光情報の広報・PR等） ・自動車等による交通事故防止対策に資する事業 （交通安全の広報・啓発等） ・公共交通機関等の維持確保に資する事業 （公共交通の利用促進のための広報・啓発等） 【目標寄付金額】600,000円

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成29年4月6日
2. 協議会の構成	・ 一般社団法人 茨城県バス協会 ・ 一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 ・ 一般社団法人 茨城県観光物産協会 ・ 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 ・ 土浦市 ・ 石岡市 ・ 龍ヶ崎市 ・ 取手市 ・ 牛久市 ・ 稲敷市 ・ かすみがうら市 ・ 美浦村 ・ 阿見町 ・ 河内町 ・ 利根町
3. 具体的な使途等	地域公共交通や観光分野での具体化を検討中。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成 30 年 8 月 22 日
2. 協議会の構成	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町
3. 具体的な用途等	【事業概要】 公共交通機関等の利便性向上、交通事故防止対策または子育て世帯への支援等に資する事業へ活用予定。 具体的には、バス停留所へのベンチ等の設置、カーブミラーやガードレールの設置、踏み間違い防止装置やドライブレコーダー等安全装備の設置補助、子育て世帯向けの自動車関係グッズ（子どもの乗車を示すマグネットやチャイルドシート等）の配布、購入補助等を想定。 【目標寄付金額】 6,500,000 円（1 構成自治体当たり 500,000 円）

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月31日
2. 協議会の構成	前橋市、吉岡町、関東運輸局運輸支局、関連する企業及び団体、学識経験者
3. 具体的な使途等	・ サイクル&バスライドの推進及びバス待ち環境の最適化事業 → 区域内のバス停に駐輪場及びベンチを設置する。 ・ 交通安全施設整備事業 → カーブミラーや区画線等の設置

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年5月12日
2. 協議会の構成	一般社団法人越谷市観光協会理事 越谷市【事務局】
3. 具体的な用途等	○地域の観光資源を活用したイベントの開催 ○地域の観光資源をPRするパンフレット等の作成 ○観光振興に係るアンケート等の調査 ○観光振興に係る施設の維持・改修等に係る取組 など

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年2月6日
2. 協議会の構成	成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町、千葉運輸支局
3. 具体的な使途等	令和5年10月から令和10年9月の交付期間中に、交通安全、交通事故防止を推進するため、呼びかけを行う。 具体的には、成田空港で開催される「空の日フェスティバル」や「クリスマスフェスティバル」等のイベントにおける啓発活動を実施する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成21年1月15日 (既存の協議会を使用)
2. 協議会の構成	京成バス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成タクシー市川株式会社、有限会社武藤自動車、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会、市川市コミュニティバス実行委員会、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局、交通工学学識経験者、首都国道事務所、東日本高速道路(株)関東支社、千葉工事事務所、千葉県葛南土木事務所、市川市、市川警察署、行徳警察署、京成バス労働組合、京成トランジットバス株式会社(従業員代表)
3. 具体的な用途等	公共交通の利用促進のため、寄付金の活用方針を検討中。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成20年10月24日
2. 協議会の構成	別表のとおり
3. 具体的な使途等	本市の充実した公共交通ネットワークを理解し公共交通の利用促進を図ること、および自家用車の適正利用を促し交通渋滞の緩和を図るため、船橋市公共交通マップを作成していく。 また新型コロナウイルス感染症により、特に路線バスの利用者が減少したため、バス路線の再編が進んでいることから、各事業者から最新データを収集し内容に反映していく。 今後も常に最新のデータを収集し、意見等があれば承り、次回以降の発行に反映していきたいと考えている。 目標金額 130万円 作成期間 定期的（2～3年ごと）に更新予定

別表

委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 建設局長
	船橋市 企画財政部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 経済部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部（道路管理者）
公共交通事業者 （バス事業関係者）	一般社団法人千葉県バス協会
	京成バス株式会社
	船橋新京成バス株式会社
	ちばレインボーバス株式会社
	京成バスシステム株式会社
公共交通事業者 （タクシー事業関係者）	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部
	船橋タクシー有限会社
	有限会社丸十タクシー
	有限会社サントタクシー
	京成タクシー船橋株式会社
公共交通事業者 （鉄道事業関係者）	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
	京成電鉄株式会社
	新京成電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	東葉高速鉄道株式会社
市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局（企画調整）
	関東運輸局千葉運輸支局（輸送監査）
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南土木事務所（道路管理者）
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する団体	京成バス労働組合
	新京成バス労働組合
事務局	
	船橋市建設局道路部道路計画課

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	未定
2. 協議会の構成	未定
3. 具体的な使途等	未定

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年6月頃（予定）
2. 協議会の構成（案）	会長：松戸市総合政策部長 副会長：松戸市市民部長 構成員： 関東運輸局 松戸警察署交通課 松戸東警察署交通課 松戸市安全都市協議会交通安全部会 松戸交通安全協会 松戸東交通安全協会 松戸交通安全母の会 松戸市教育委員会学務課学校保健担当室 松戸市市民安全課 事務局：松戸市政策推進課
3. 具体的な使途等	交通安全に資する事業への活用を予定

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和 5 年 2 月 1 5 日
2. 協議会の構成	※添付資料①参照
3. 具体的な用途等	柏地域（柏市、我孫子市）では、助成金を活用し、柏市・我孫子市の交通サービスの改善及び重要な観光資源である「手賀沼」周辺の観光事業の強化を目指します。

柏版図柄入りナンバー普及促進協議会 メンバー一覧

役職	所属機関・担当部署	柏市	我孫子市
会長	柏市	副市長	—
副会長	我孫子市	—	副市長
委員	企画担当部	企画部長	企画総務部長
委員	交通政策担当部	土木部長	建設部長
委員	経済担当部	経済産業部長	環境経済部長
委員	関東運輸局	—	—
事務局	—	交通政策課	企画政策課

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	検討中 ※現時点では、寄附金額が活動に十分な金額に達していないため、状況に応じて引き続き設置を検討していくこととする。
2. 協議会の構成	検討中
3. 具体的な使途等	＜使途について＞ 平成29年に行った図柄入りナンバーに関するニーズ調査の結果等を踏まえ、「交通遺児への支援」への活用を念頭に置きつつ、区では既にひとり親世帯への支援などを実施していることから、当該施策と連携した「交通遺児への支援」の取組や、同様の境遇になる人を増やさないための「交通安全対策」への寄附金の活用を優先的に検討する。また、コロナ後の状況を見据え、観光政策への活用も検討する。 なお、さらに具体の活用事業の内容等については、現時点では、寄附金額が活動に十分な金額に達していないため、今後の寄付金額の状況及びその際の取り巻く状況を踏まえながら、改めて検討する。 ＜寄付金目標額＞ 現状の寄付金額の状況などを踏まえ、交付期間において、100万円程度の寄付金の獲得を目指す。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年2月28日
2. 協議会の構成	別紙のとおり
3. 具体的な用途等	令和6年度の（仮称）荻外荘公園の開園に合わせてグリーンスローモビリティを荻窪駅南側地域で運行する。ついては、寄付金を当該グリーンスローモビリティ運行の普及啓発や利用促進に向けたPR活動等に活用することとする。

杉並区地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和5年2月28日現在

	条例第3条で定める 構成員	所属・役職 等	委員
1	学識経験者（2人以内）	東京大学大学院 情報理工学系研究科 准教授	伊藤 昌毅
2		一般財団法人 計量計画研究所 理事兼研究本部企画戦略部長	牧村 和彦
3	公共交通事業者等の 関係者（15人以内）	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部企画総務 部 経営戦略ユニット チーフマネージャー	浅川 靖之
4		京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長	篠田 貴宏
5		西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課 マネジャー	岩澤 貴顕
6		東京地下鉄株式会社 鉄道本部 開発連携・工事調整担当課長	藤沼 愛
7		東京都交通局 自動車部計画課長	若田 瑞穂
8		関東バス株式会社 取締役運輸部長	畠山 英明
9		京王電鉄バス株式会社 運輸営業部乗合事業担当課長	早田 俊介
10		西武バス株式会社 計画部計画課長	秦野 凌
11		小田急バス株式会社 運輸計画部次長	古谷 弘文
12		国際興業株式会社 運輸事業部参与	小平 隆宏
13		特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長	秋山 糸織
14		一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	米澤 暁裕
15		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会 幹事	舟山 明久
17		東京都交通運輸産業労働組合協議会 幹事 ハイタク部会 事務局長	久我 恒夫
18	関係行政機関の職員 （8人以内）	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	松崎 暁
19		東京都建設局第三建設事務所 管理課長	清水 直樹
20		警視庁交通部交通規制課長代理	藤平 忠晴
21		警視庁杉並警察署交通課長	平井 通善
22		警視庁荻窪警察署交通課長	佐藤 裕
23		警視庁高井戸警察署交通課長	江藤 昌和
24		国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	清家 裕之

25		東京都都市整備局都市基盤部 地域公共交通担当課長	飯箸 俊一
26	区民（5人以内）	杉並区町会連合会 常任理事（宮前地区町連会長）	小泉 嘉也
27		杉並区商店会連合会 会長	内藤 一夫
28		杉並区立小学校PTA連合協議会 会長	曾山 恵理子
29		杉並区立中学校PTA協議会 代表	佐久間 ゆかり
30		荻窪地域区民センター協議会 会長	茂木 愛一郎
31	区職員（5人以内）	杉並区保健福祉部長	喜多川 和美
32		杉並区都市整備部長	井上 純良
33		杉並区まちづくり担当部長	野口 知希
34		杉並区土木担当部長	土肥野 幸利
35		杉並区教育委員会事務局学務課長	松下 美穂子
36	その他区長が適当と認める者（4人以内）	杉並区障害者団体連合会 代表	高橋 博
37		杉並区いきいきクラブ連合会 会長	井上 昭朗
38		国土交通省関東運輸局交通政策部 交通企画課長	松木 拓

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年5月9日
2. 協議会の構成	関東運輸局練馬支部 交通安全協会 板橋・志村・高島平 国際興業株式会社 志村・練馬営業所 東京都トラック協会 板橋支部 東京都自転車商協同組合板橋支部 東京都板橋区
3. 具体的な使途等	1 目標寄付金額 1,000 千円 2 期間 令和6年度活用予定 3 使途 交通安全に資する普及啓発事業に活用予定

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和 年 月 日 ※既存会議体で検討中
2. 協議会の構成	※設置時点（設置済みの場合は提出時点）での協議会を構成する団体名等の一覧をご記入ください。
3. 具体的な使途等	※実施を目指す事業の具体的な内容について、目標寄付金額や期間等も含めて具体的に記入又は添付してください。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年2月14日
2. 協議会の構成	別紙のとおり
3. 具体的な用途等	【交通安全教室の実施】 スケアード・ストレイト方式による交通安全教育を推進するため、年1施設ずつ交通安全教室を実施。交通違反によりどのような危険が生じるのか体験させることで、区内の安全意識高揚を図る。 交通安全教室の実施に当たっては1施設30万円程度の委託料が発生するため、年間目標寄付金額を30万円とする。

葛飾区交通安全協議会委員名簿

令和5年4月1日現在

所 属	職 名	氏 名	新	備考
葛飾区	区長(会長)	青 木 克 徳		
	総務部長	坂 井 保 義		
	地域振興部長	長谷川 豊		
	福祉部長	新 井 洋 之		
	子育て支援部長	鈴 木 雄 祐		
	交通・都市施設担当部長	今 井 直 紀		
教育委員会	教育長	小 花 高 子		
区議会	建設環境委員長	かわごえ 誠 一		
	議員	大 森 ゆきこ		
	議員	工 藤 きくじ		
	議員	清 水 こういち		
	議員	山 本 ひろみ		
	議員	門 脇 翔 平		
	議員	中 村 けいこ		
	議員	片 岡 ちとせ		
警察署	葛飾警察署長	大 塚 陽 平		
	亀有警察署長	三 谷 貞 博		
関係団体	葛飾交通安全協会会長	入 江 生 夫		
	亀有交通安全協会会長	矢 部 文 雄		
	自治町会連合会長	秋 本 勝 利		
	商店街連合会長	染 谷 光 雄		
	区立小学校校長代表	臼 井 賢 治		
	区立中学校校長代表	角 康 宏	○	
	小学校PTA連合会長	道 家 慶 子		
	中学校PTA連合会長	多良間 将 信		
	婦人団体連合会長	谷茂岡 正 子		
	私立幼稚園連合会長	二 葉 昭 二		
	私立保育園連盟会長	鈴 木 康 之		
	青少年育成地区委員会会長連絡協議会長	村 田 廣 司		
	区内公立高等学校校長代表	太 田 久 人		
	区内私立高等学校校長代表	大多田 泰 亘		
	高齢者クラブ連合会長	細 谷 五 郎		
	保護司会長	石 川 宏 太		
	子ども会育成会連合会長	江 良 ヒデ子		
	金町駅放置自転車等連絡協議会会長	橋 本 義 武		
	東京葛飾バイコロジー推進協議会長	大久保 宜 則		
	私立保育園経営者協議会長	秋 家 聡 明		
	障害者福祉団体高障会長	原 進		
東京都	第五建設事務所長	武 藤 真		
国土交通省	関東運輸局自動車技術安全部管理課長	和 田 絵 里		臨時委員

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月1日
2. 協議会の構成	○構成団体 富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町 ○オブザーバー 関東運輸局山梨運輸支局
3. 具体的な使途等	図柄交付期間ごとに交通事業者や観光事業者等から意見を聴取した上で、事業費100万円程度の事業を実施する。なお、当該事業は自動車ユーザー等に裨益するものであって、地域振興等に寄与するものとする。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	(未設置)
2. 協議会の構成	(未設置)
3. 具体的な使途等	・ 交通安全に関する事業 (交通事故防止のための安全意識高揚及び普及等) ・ 道路愛護・美化保全等に関する事業 (道路の清掃・植栽等) ・ 観光振興等に関する事業 (観光情報の提供、誘客宣伝活動等) ・ 地域公共交通に関する事業 (バスやタクシーの輸送サービスの改善や充実等) ※協議会未設置のため、以上は現時点での方向性

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年6月4日
2. 協議会の構成	「上越ナンバー普及促進協議会」 ・ 上越市 ・ 糸魚川市 ・ 妙高市 ・ 新潟県上越地域振興局 ・ 新潟県糸魚川地域振興局 寄付金活用の助言を求めるため、「上越ナンバー普及促進協議委員会」を設置 学識経験者、交通事業者、3市の観光団体 計5人
3. 具体的な用途等	・ 公益社団法人日本デザインナンバー財団が定める「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領」の助成対象事業要件に適合する事業を広く募集する。 ・ 効果発現の観点から寄付金活用事業に充てる助成予算総額1,500千円が確保された時点で募集を開始することとしているが、令和4年6月27日付けで通知された助成予算額は815千円と金額が達していないため、普及促進を図る。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和6年6月5日
2. 協議会の構成	国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局 公益社団法人富山県バス協会 公益社団法人富山県タクシー協会 富山県（交通戦略企画課、地方創生・移住交流課、観光戦略課）
3. 具体的な使途等	○使途 地域交通のサービス改善・観光振興等に活用することを想定し、主に下記の事業を中心に活用するものとする。 ・公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業 ・公共交通機関等の利便性の向上・観光客の受入れ体制の強化に資する事業 ・交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業 ・公共交通機関等の維持確保に資する事業 ・観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業 ○活用額 金額が少額のため、当面の間繰越すこととし、活用を留保する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和 年 月 日 （未定）
2. 協議会の構成	学識経験者、交通事業者、行政
3. 具体的な使途等	さらなる利用促進を図るための広報業務委託

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日（予定）	令和5年度中
2. 協議会の構成（予定）	石川県、北陸信越運輸局、市長会、町長会等
3. 具体的な使途等（予定）	現状の寄付金額では、実施できる事業に限られるため、 ある程度の額に達するまでは繰り越し

(別紙)

寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月27日
2. 協議会の構成	福井運輸支局 (公社) 福井県バス協会 (一社) 福井県タクシー協会 (公社) 福井県観光連盟 福井県
3. 具体的な用途等	○用途 地域交通のサービス改善・観光振興等に活用することとし、特に以下の事業を中心に実施する。 ・周遊パスの企画・造成など、公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業 ・待合環境の整備や多言語化への対応など、公共交通機関等の利便性の向上に資する事業 ・観光客向け交通情報の発信や観光イベントの開催など、観光旅行客の受け入れ体制の強化に資する事業 ・交通安全の広報・啓発など交通事故防止対策に資する事業 ・公共交通の利用促進のための広報・啓発活動や公共交通分野での人材確保など、公共交通機関の維持確保に資する事業 ○活用額 1年あたり70万円を目安とする (毎年具体的な活用額については、繰越額の状況も勘案し、協議会において検討)

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成21年5月11日
2. 協議会の構成	富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市・小山町
3. 具体的な用途等	・周辺観光の増進を目指すため、4市1町観光ガイドブックの制作について検討を行う。掲載記事には、主にドライブで訪問しやすい箇所をピックアップするなど、自動車を活用した観光客の誘致促進を図る。 ・その他、バリアフリー化や地域交通の確保、交通事故の削減、カーボンニュートラルの推進に結び付く事業について広域的に取り組めるよう、具体的な活用を図るための検討を行う。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年6月23日 ※豊田市公共交通会議の規約を改正して対応
2. 協議会の構成	豊田市、学識経験者、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局、愛知県、豊田警察署、足助警察署、豊田市社会福祉協議会、区長会、高齢者クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、PTA連絡協議会、商工会議所、愛知県タクシー協会、愛知県バス協会、愛知県交通運輸産業労働組合協議会、名古屋鉄道（株）、名鉄バス（株）、豊栄交通（株）、愛知環状鉄道（株）
3. 具体的な用途等	交通改善、観光振興などに資する取組に活用

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年2月6日
2. 協議会の構成	春日井市、中部大学、名鉄バス株式会社、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社、春日井市区長町内会長連合会、春日井市老人クラブ連合会、社会福祉法人社会福祉協議会。春日井市婦人会協議会、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局、首席運輸企画専門官、愛知県交通運輸産業労働組合協議会、愛知県春日井警察署、愛知県都市整備局交通対策課
3. 具体的な使途等	自動車ユーザー等に裨益する事業であって、対象地域の地域交通のサービス改善への活用を想定

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和4年8月25日
2. 協議会の構成	学識経験者：四日市大学 交通事業者：三岐鉄道(株)自動車部 三重交通(株)四日市営業所 事業者団体：三重県タクシー協会 三重県トラック協会北勢支部 三重県バス協会 観光事業者：四日市観光協会 四日市商工会議所 利用者：四日市市自治会連合会 国：三重運輸支局 市：シティプロモーション部観光交流課 都市整備部道路管理課 政策推進部広報マーケティング課
3. 具体的な用途等	現在の助成予算額は、865,000円であるが、令和4年度の8月、3月に開催した協議会において協議した結果、助成申請を見合わせることにした。令和5年度も7月と2月に協議会の開催を予定しており、その中で、具体的な用途について協議する予定。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月6日
2. 協議会の構成	伊勢市 鳥羽市 志摩市 明和町 玉城町 度会町 南伊勢町 三重県南勢志摩地域活性化局 国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構
3. 具体的な使途等	別紙資料のとおり

寄付金活用方針

図柄入り伊勢志摩ナンバープレートは、伊勢志摩の風景や観光資源を図柄とすることにより、“走る広告塔”として、伊勢志摩の魅力を全国に発信することを目的にしています。

図柄入り伊勢志摩ナンバープレートのお申し込みにより、皆様からいただいた寄付金についても、伊勢志摩地域の魅力発信のための観光事業に活用させていただきます。

(活用内容)

- ① ホームページや SNS 等を活用した伊勢志摩の観光情報の発信
- ② 伊勢志摩の観光情報を発信するためのパンフレットやポスター等の作成
- ③ 伊勢志摩への観光誘客を図るためのイベント開催や観光キャンペーンの実施
- ④ その他伊勢志摩地域の魅力発信を図るための観光事業

寄付金の目標

年間申込件数 1,000 件、年間寄付額 50 万円を目標として、図柄入り伊勢志摩ナンバープレートの普及啓発を行います。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年9月9日
2. 協議会の構成	一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会、一般社団法人滋賀県自動車販売協会、公益社団法人びわこビズターズビューロー、近畿運輸局、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀県
3. 具体的な使途等	・ 目標寄付金額：900万円 (交付を開始した平成30年10月1日から、令和5年9月30日※までの期間における合計額) ※地方版図柄入りナンバープレート導入要綱第4章I-1-①に定めのある交付期間の終期。 ・ 配分された寄附金（助成金）は、令和5年度に協議会において充当事業を検討し、事業実施を予定。（交通犯罪被害者支援事業や観光振興事業（図柄入りナンバープレートの普及啓発に資するPR情報を掲載した観光パンフレット・地図等の作成）への助成・活用を想定。）

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和4年2月1日
2. 協議会の構成	会長 京都府総合政策環境部政策環境総務課長 委員 京都府総合政策環境部地域政策室長 委員 京都府商工労働観光部観光室長 オブザーバー 近畿運輸局自動車技術安全部管理課長
3. 具体的な用途等	・導入地域における地域振興及び観光振興に資する取組への活用

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和6年3月22日
2. 協議会の構成	奈良県、近畿運輸局、奈良県市長会、奈良県町村会、公益社団法人奈良県バス協会、一般社団法人奈良県タクシー協会
3. 具体的な使途等	地域交通のサービス改善、観光振興等への活用を想定。

寄付金の活用方針

Ⅰ．寄付金の活用方針

1．協議会設置日	平成30年2月15日
2．協議会の構成	橿原市、高取町、田原本町、三宅町、明日香村、一般社団法人橿原市観光協会、近畿運輸局、奈良交通株式会社
3．具体的な使途等	令和7年の「大阪万博」や「飛鳥・藤原の世界遺産登録」に合わせて、圏域のPR、観光誘客に資する取組（例：ラッピングバス）を行う ※目標額300万円と設定し、積み立て中

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成 1 2 年 8 月 1 1 日
2. 協議会の構成	別紙名簿のとおり
3. 具体的な使途等	令和 4 年度は寄付金額がある程度貯まったことから別紙 1 － 1 選定要項及び別紙 1 － 2 募集要項で募集し、別紙 2 採択結果の事業で活用した。 今後、ある程度貯まった時点で改めて募集要領を定め活用する。（現時点で、令和 5 年度は活用予定なし。）

生活交通確保に係る地域協議会委員名簿

構成員の区分	所属・団体名等	役職等	備 考
県	鳥 取 県	地域づくり推進部長	会 長
国	鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	副会長
事業者	日ノ丸自動車株式会社	常務取締役	
	日本交通株式会社	常務取締役	
市町村	鳥 取 市	都市整備部長	
	岩 美 町	副町長	
	八 頭 町	副町長	
	若 桜 町	副町長	
	智 頭 町	副町長	
	倉 吉 市	総務部長	
	湯梨浜町	副町長	
	三 朝 町	副町長	
	琴 浦 町	副町長	
	北 栄 町	副町長	
	米 子 市	総合政策部長	
	境 港 市	産業部長	
	南 部 町	副町長	
	伯 耆 町	副町長	
	日吉津村	村長	
	大 山 町	副町長	
	日 南 町	副町長	
	日 野 町	副町長	
	江 府 町	副町長	
交通業界団体	一般社団法人鳥取県バス協会	理事	
	一般社団法人鳥取県ハイヤー タクシー協会	会長	
バス事業者 労組代表	鳥取県交通運輸産業労働組合 協議会	副議長	
利用者代表	一般社団法人鳥取県老人クラ ブ連合会	理事	
学術機関	国立大学法人鳥取大学大学院 工学研究科	教員	
	計	2 8 人	

令和 4 年度 鳥取県地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業選定要項

(目的)

第 1 条 本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、本県における助成対象事業者及び対象事業の選定の方法等を定めることを目的とする。

(選定の体制)

第 2 条 応募のあった事業の選定は、鳥取県生活交通確保に係る地域協議会事務局（以下「事務局」という。）が実施する。

2 選定を行う事務局員は、次のとおりとする。

鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長（1 名）

同課職員（4 名）

(選定の方法)

第 3 条 選定は、書面で採点を行った後、審査会を開催し、各事務局員の採点結果の合計点が上位の応募者から順番に選定するものとする。

なお、選定は県東部・中部・西部の圏域ごとに 1 者とする。

2 前項の採点は、次により行うものとする。

（1）最も優れた事業である 2 点（1 応募者）

（2）優れた事業である 1 点（2 応募者）

（3）（1）、（2）以外の事業である 0 点

3 採点の結果、圏域ごとの最上位の者が複数ある場合には、事務局において合議により順位を決定するものとする。

(選定の期日)

第 4 条 選定は、募集期間の終了日から起算して 1 か月以内に行うものとする。

(選定の結果)

第 5 条 選定の結果は、全ての応募者に対して通知するものとする。

令和 4 年度 鳥取県地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業募集要項

1 目的

本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、財団が定める実施要領及び募集要項によるほか、本県における助成対象事業者及び対象事業の募集に係る事項を定めるものである。

2 募集期間

令和 4 年 6 月 2 4 日（金）～同年 7 月 2 2 日（金）

3 対象事業

財団が実施要領において定める助成対象事業（次に掲げる事業）のとおりとする。

- （1）公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- （2）公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- （3）公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- （4）次世代自動車の普及に資する事業
- （5）自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- （6）公共交通機関等の維持確保に資する事業

4 応募要領

- （1）応募者は、県内交通事業者又は県内交通事業者が参画する団体とする。
- （2）助成額は、1 応募者につき、応募年度における財団から鳥取県への助成予算額に 1/3 を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。
- （3）応募は、様式第 1 により行うものとする。
- （4）応募は、電子メール又は郵便により行うものとし、送付先は 7 のとおりとする。

5 選定方法

- （1）助成対象事業者及び対象事業の選定は、協議会事務局において行う。
- （2）助成対象事業者及び対象事業の選定は、各年度、県東部・中部・西部の圏域ごとに 1 つまでとする。
- （3）選定の決定は、募集期間終了後 1 カ月以内に行い、全ての応募者に選定の結果を通知する。

6 その他

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業として対象事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではない。

7 問合せ先

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会事務局（鳥取県地域交通政策課内）

電子メール：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

電話：0857-26-7641

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の採択結果について

<選定・採択結果一覧>

地域	応募団体	実施事業の概要	選定の決定日 (協議会→応募団体)	採択日 (財団→応募団体)	助成額 (採択額)
東部	鳥取バスフェスタ実行委員会 (委員長 平田 祐輔)	「とっとり交通フェスタ」 〔 日付：令和4年12月4日 場所：鳥取鉄道記念物公園（鳥取市扇町） 〕 今後の継続的なまちづくりにとって大切である新しい公共交通のあり方を市民とともに考え、その有効活用と利用促進の啓発をはかるイベント「とっとり交通フェスタ～みんなの“のりもの”大集合～」を実施する。主催は鳥取商工会議所青年部、バス事業者、鳥取市、鳥取県などで構成する実行委員会で行う。	令和4年7月29日	令和4年10月11日	391千円
西部	公共交通フェスタ実行委員会 (実行委員長 槇野 永一)	「よなご公共交通ふれあいフェスタ」 〔 日付：令和4年11月20日 場所：米子コンベンションセンター（米子市末広町） 〕 市まちづくりビジョンの計画目標にある「公共交通の利用促進策を展開し、利用者の増加を図る」の達成や米子市公共交通ビジョンの基本方針にある「使いやすくわかりやすい公共交通」の実現に向け、鉄道、バス、タクシーの車両等を使ったイベントを行い、普段、公共交通を利用しない人やファミリー層を中心に利用促進を図るとともに、公共交通を「残していく」、「守っていく」という観点についても啓発する。	令和4年7月29日	令和4年10月11日	391千円

※中部地域からの応募無し。

※助成額：各地域、県割当予算額の1/3（391千円）を上限とした。（県割当予算額：1,174千円）

※次年度以降の事業募集は未定。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成30年6月27日
2. 協議会の構成	出雲市 奥出雲町 飯南町 出雲観光協会 奥出雲町観光協会 飯南町観光協会 島根県旅客自動車協会 出雲市交通安全協会 雲南地区交通安全協会奥出雲支部 雲南地区交通安全協会飯南支部
3. 具体的な使途等	地域の公共サービスに資する、また当該ナンバープレートの幅広いPRともなり得る、交通安全等の啓発活動又は観光振興及びそれに関する物品の製作・配布を行い、出雲ナンバーのさらなる普及を目指す。 活用可能額（見込） 1,500,000円 実施期間 令和5年10月～令和6年3月

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年1月31日
2. 協議会の構成	竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，大崎上島町，世羅町，神石高原町，中国運輸局
3. 具体的な使途等	寄附金の活用事業については，公益財団法人日本デザインナンバー財団の定める助成対象事業であって，福山版図柄入りナンバープレートを構成する5市3町の圏域全体の観光振興，交通サービスの改善，まちづくり等に効果の及ぶものとする。 目標金額については協議会で事業内容を検討していくなかで設定する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月20日				
2. 協議会の構成	区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
	市	総合政策部 広報戦略課	課 長	藤野 綾	会 長
		観光スポーツ 文化部 観光政策課	主 査	江頭 康行	
		都市整備部 交通対策課	課長補佐	佐々木 章浩	
	国	中国運輸局 山口運輸支局	首席運輸 企画専門官	水谷 清志	
	関 係 団 体	(一財)山口県 自動車振興セ ンター	専務理事	山崎 健司	
3. 具体的な使途等	地域の交通対策に資する事業 観光客の誘致に資する事業				

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年8月26日																												
2. 協議会の構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>所 属</th><th>職 名</th><th>氏 名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td><td>総合企画部 市 町 課</td><td>課 長</td><td>片山 勉</td><td>会 長</td></tr> <tr> <td>観光スポーツ文化部 観光政策課</td><td>主 査</td><td>右田 宗聖</td><td></td></tr> <tr> <td>観光スポーツ文化部 交通政策課</td><td>主 任</td><td>守永 巧</td><td></td></tr> <tr> <td>国</td><td>中国運輸局 山口運輸支局</td><td>首席運輸 企画専門官 (登録担当)</td><td>水谷 清志</td><td></td></tr> <tr> <td>関係 団体</td><td>(一財)山口県 自動車振興センター</td><td>専務理事</td><td>山崎 健司</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	所 属	職 名	氏 名	備考	県	総合企画部 市 町 課	課 長	片山 勉	会 長	観光スポーツ文化部 観光政策課	主 査	右田 宗聖		観光スポーツ文化部 交通政策課	主 任	守永 巧		国	中国運輸局 山口運輸支局	首席運輸 企画専門官 (登録担当)	水谷 清志		関係 団体	(一財)山口県 自動車振興センター	専務理事	山崎 健司	
区分	所 属	職 名	氏 名	備考																									
県	総合企画部 市 町 課	課 長	片山 勉	会 長																									
	観光スポーツ文化部 観光政策課	主 査	右田 宗聖																										
	観光スポーツ文化部 交通政策課	主 任	守永 巧																										
国	中国運輸局 山口運輸支局	首席運輸 企画専門官 (登録担当)	水谷 清志																										
関係 団体	(一財)山口県 自動車振興センター	専務理事	山崎 健司																										
3. 具体的な用途等	○観光スポットや道の駅などを巡るスタンプラリー等の観光振興に係る取組 ○観光施設について、誰もが安心して観光を楽しむことができるようバリアフリー化等を進める取組 ○交通事故防止や景観保全等のための環境整備に係る取組 ○交通安全啓発活動に係る取組																												

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和2年7月16日
2. 協議会の構成	四国運輸局徳島運輸支局 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市 阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、 佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町 美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町 上板町、つるぎ町、東みよし町 徳島県
3. 具体的な用途等	県内 DM0 等の事業を支援することによって、地域の観光振興等に関する取組支援を行う。 また、寄付金額が十分でないと判断される場合は、当年度での執行を行わず、次年度に繰り越して支援を検討する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月16日
2. 協議会の構成	高松市 学識経験者 香川運輸支局
3. 具体的な用途等	令和4年3月末現在、約1,000枚交付されている高松版図柄入りナンバープレートについて、交付開始から5年が経過する令和6年度末までに、交付件数2,000枚超を目標とする。また、寄付金の活用方針について、今後、市内の交通環境の改善や、観光振興を通じた地域活性化に取り組んでいく予定である。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和 2 年 7 月 1 日
2. 協議会の構成	- 香川県政策部政策課 - 香川運輸支局 - 香川県市長会 - 香川県町村会
3. 具体的な使途等	自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業の一部に充当することを想定。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月16日
2. 協議会の構成	県（地域政策課、消防防災安全課）、愛媛運輸支局
3. 具体的な使途等	寄付金は、県内の団体等が実施する「交通事故の防止対策」、「次世代自動車の普及促進」のいずれかに該当する公共的事業に活用する。 なお、事業主体は、寄付金活用事業を公募の上、協議会において「公益性」「自動車ユーザーの裨益性」「県民への波及効果」の観点から審査し、決定する。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月29日
2. 協議会の構成	高知県市町村振興協会、NPO高知市民会議、高知県観光コンベンション協会、日本自動車販売協会連合会高知県支部、高知県バス協会、高知県トラック協会、高知県ハイヤー・タクシー協議会、国土交通省四国運輸局高知運輸支局
3. 具体的な用途等	「公共交通の利便性向上」に係る事業 ※地方版図柄入りナンバープレート導入時に実施した県民アンケート調査（H29.7.14～8.3）の結果、「公共交通の利便性向上」が約半数となっていることを踏まえ、第3回選定協議会（H29.11.27）の中で「公共交通の利便性向上（リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入、バス停整備など）」に寄付金を活用することを決定済み。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年1月27日
2. 協議会の構成	別添寄付金利活用協議会設置要綱を参照のこと。
3. 具体的な使途等	具体的な使途については、現状、予算額が小額であること、また、関係団体からの具体的な要望がないことなどから、令和4年度中に決めることができなかったため、速やかに決定ができるよう、引き続き検討して参りたい。

長崎版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会設置要綱

（目的）

第1条 長崎版図柄入りナンバープレートに係る寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等を行うことを目的として、長崎版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、別表1に掲げる委員等をもって構成し、担当地域は別表2のとおりとする。

2 協議会の会長は、長崎県 地域振興部 交通政策課長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 委員の新たな加入については、会長がその都度判断するものとする。

（会議）

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 委員は、協議会の会議に出席することが困難な場合は、本人に代えて代理の者を出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議事項）

第4条 協議会は、長崎版図柄入りナンバープレートに係る次の事項について協議・調整を行う。

（1）寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等に関する事項

（2）その他会長が必要と認める事項

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、長崎県 地域振興部 交通政策課に置く。

2 庶務は、長崎県 地域振興部 交通政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

会 長	長崎県 地域振興部 交通政策課長
委 員	長崎県 地域振興部 地域づくり推進課長
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官（登録担当）
委 員	一般社団法人 長崎県バス協会 専務理事
委 員	一般社団法人 長崎県タクシー協会 専務理事

別表 2（第 2 条関係）

担当地域
長崎市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市 長与町、時津町、新上五島町

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和3年1月27日
2. 協議会の構成	別添寄付金利活用協議会設置要綱を参照のこと。
3. 具体的な使途等	具体的な使途については、現状、予算額が小額であること、また、関係団体からの具体的な要望がないことなどから、令和4年度中に決めることができなかったため、速やかに決定ができるよう、引き続き検討して参りたい。

佐世保版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会設置要綱

（目的）

第1条 佐世保版図柄入りナンバープレートに係る寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等を行うことを目的として、佐世保版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、別表1に掲げる委員等をもって構成し、担当地域は別表2のとおりとする。

2 協議会の会長は、長崎県 地域振興部 交通政策課長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 委員の新たな加入については、会長がその都度判断するものとする。

（会議）

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 委員は、協議会の会議に出席することが困難な場合は、本人に代えて代理の者を出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議事項）

第4条 協議会は、佐世保版図柄入りナンバープレートに係る次の事項について協議・調整を行う。

（1）寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等に関する事項

（2）その他会長が必要と認める事項

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、長崎県 地域振興部 交通政策課に置く。

2 庶務は、長崎県 地域振興部 交通政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

会 長	長崎県 地域振興部 交通政策課長
委 員	長崎県 地域振興部 地域づくり推進課長
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官（登録担当）
委 員	一般社団法人 長崎県バス協会 専務理事
委 員	一般社団法人 長崎県タクシー協会 専務理事

別表 2（第 2 条関係）

担当地域
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町 佐々町

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和元年9月20日
2. 協議会の構成	熊本県、熊本県警察、熊本運輸支局
3. 具体的な使途等	県内における交通安全の改善や地域交通の利用促進、誘客等観光振興に資する事業に充当する。 例) ・高齢者の安全や飲酒運転の防止等の自動車交通安全に資する事業 ・アフターコロナを見据えたM a a S等の新しい交通・観光サービスの利用促進に資する事業 等

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和5年3月14日
2. 協議会の構成	会長 大分県商工観光労働部観光局観光政策課長 委員 一般社団法人 大分県タクシー協会専務理事 公益社団法人 大分県トラック協会専務理事 一般社団法人 大分県バス協会専務理事 公益社団法人 ツーリズムおおいた専務理事 オブザーバー 九州運輸局大分運輸支局主席運輸企画専門官 (企画調整担当) 大分県企画振興部交通政策課長
3. 具体的な用途等	活用方針：トラックやバス、タクシーを介して、本県を訪れた観光客や県外居住者に向け本県の観光情報を発信する取組に活用する。 目標額：5,000,000円(5年間)

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和元年 10 月 9 日
2. 協議会の構成	・ 一般社団法人宮崎県バス協会 ・ 一般社団法人宮崎県タクシー協会 ・ 国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局 ・ 宮崎県総合政策部総合交通課
3. 具体的な使途等	バス・タクシーへの wi-fi や翻訳タブレットの設置など、地域交通のサービス改善、観光振興等の事業に活用。

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和元年10月1日
2. 協議会の構成	(1) 鹿児島県総合政策部交通政策課長 (2) 鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課長 (3) 公益社団法人鹿児島県バス協会専務理事 (4) 公益社団法人鹿児島県トラック協会専務理事 (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会専務理事 (6) 公益社団法人鹿児島県観光連盟専務理事 (7) 九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） (8) 九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当） (9) 九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官（登録担当）
3. 具体的な使途等	交通改善，観光振興などに資する取組（寄付金の額が少額であるため，地方版図柄入りナンバープレート導入以降，協議会に諮り，活用を見送っている）